不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>負担金等の督促</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>道路法第７３条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>インフラ整備部道路管理課管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>【根拠条文】
(負担金等の強制徴収)
第七十三条　この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

【基準】
根拠条文及び新座市道路占用料徴収条例第６条による。

新座市道路占用料徴収条例
(延滞金)
第 6 条　法第 73 条第 1 項の規定により督促した場合は、延滞金を徴収する。ただし、督促状に指定する期限までに滞納した占用料(以下「滞納金」という。)を完納した場合又は滞納金が 100 円未満の場合は延滞金の全額を、延滞金の全額又は端数が 100 円未満の場合はその全額又は端数を徴収しない。
2　延滞金は、督促状に指定する期限の翌日から納入の日までの日数に応じ滞納金の額(その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年 14.5 パーセント(当該督促状に指定する期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.25 パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。
3　市長は、第 1 項の延滞金の徴収について特別の理由があると認めた場合は、これを減額し、又は免除することができる。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>